

四日市市職員宿日直手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第107号

四日市市職員宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員宿日直手当支給規則（昭和36年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第3条関係）			
種類		区分	金額
宿日直手当	一般	一夜につき	<u>6,400円</u>
		1日につき	<u>6,400円</u>
		5時間未満につき	<u>3,200円</u>
	食肉センター及び食肉市場に勤務する職員	一夜につき	<u>6,400円</u>
		1日につき	<u>7,700円</u>
		5時間未満につき	<u>3,850円</u>
備考（略）			

改正前			
別表（第3条関係）			
種類		区分	金額
宿日直手当	一般	一夜につき	<u>6,100円</u>
		1日につき	<u>6,100円</u>
		5時間未満につき	<u>3,050円</u>
	食肉センター及び食肉市場に勤務する職員	一夜につき	<u>6,100円</u>
		1日につき	<u>7,200円</u>
		5時間未満につき	<u>3,600円</u>
備考（略）			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市職員宿日直手当支給規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(総務部人事課)